

令和7年8月25日招集

令和7年第8回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和7年第8回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和7年第8回東根市農業委員会定例総会を職業訓練センター講義室に招集した。

1. 令和7年8月25日（月）午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（16名）

1番 清野周治	2番 元木太志	3番 大江弘哉
4番 留場美佐	5番 仲野孝藏	6番 山科幸子
9番 栗原洋幸	10番 芦野繁美	11番 阿部昇
12番 寒河江一浩	13番 大江正好	15番 中谷裕
16番 高橋浩一	17番 東海林光輝	18番 門脇功
19番 菅原繁治		

1. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報第11号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について
- 第5 報第12号 農地の転用の制限の例外確認申請について
- 第6 報第13号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第7 議第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第8 議第38号 事業計画変更承認申請について
- 第9 議第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第10 議第40号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について
- 第11 農地あっせん委員会の報告
- 第12 農地転用委員会の報告
- 第13 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	伊藤亨	農政主査兼農政係長	高橋範一
農地係長	後藤美智子	主任	小山田ルミ

1. 議長 農業委員会会長 菅原繁治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和7年第8回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届け出ありました委員は7番永瀬清一委員、8番石山一穂委員、14番加藤友英委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

6番山科幸子委員、9番栗原洋幸委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第7回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配布している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第11号農地法第3条第1項の規定による許可の取消願についてから、日程第10、議第40号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、までの3報告と4案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。伊藤事務局長、お願いします。

【伊藤事務局長】

令和7年第8回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容についてご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条第1項の規定による許可の取消願は1件です。

報第11号農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について

別紙土地に係る農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について受理したので、本会に報告するものです。2頁をお開きください。

農地法第3条第1項の規定による許可の取消願、所有権移転

許可年月日：令和7年7月25日、指令番号：指令東農委第98号、土地の所在：大字羽入字柏原新林●●●●。地目、登記簿：畠、現況：樹園地 地積：1,009m²。譲渡人住所氏名：

東根市神町西六丁目●●●● ●●●●。譲受人住所氏名：東根市神町西六丁目●●●● ●●●●。取消願年月日：令和7年8月4日、取消願理由：申請誤り。

取消願の受理年月日：令和7年8月4日です。3頁をお開き下さい。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は、1件です。

報第12号 農地の転用の制限の例外確認申請について

別紙、土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があり、農地法第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものあります。4頁をお開き下さい。

農地の転用の制限の例外確認申請関係

受付番号5番 申請者住所氏名：東根市大字蟹沢●●●● ●●●●。転用しようとする土地の表示、土地の所在：大字蟹沢字横町●●●●。地目：畠 面積：257m²の内46m²。土地の所有者：●●●●、転用の理由：農作業小屋を設置する、農業用車両の乗入口を整備する、所要面積：農作業小屋 37.9m²、車両乗入口 8.1m²。5頁をお開きください。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、2件です。

報第13号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった別紙土地に係る合意解約について、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものです。6頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号87番 土地の所在：大字泉郷元沢渡字新南原●●●●。地目、登記簿：畠、現況：畠、地積：1,146m²。賃貸人住所氏名：東根市大字泉郷甲●●●● ●●●●。賃借人住所氏名：東根市大字泉郷●●●● ●●●●。解約後の利用：第三者に賃貸借です。

以下、受付番号88番の申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。7頁をお開きください。

今月の農地法第3条の許可申請は、10件です。

議第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものです。8頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転。

受付番号113番 土地の所在：大字野川字本郷●●●●。地目、登記簿：畠、現況：畠、地積：412m²。譲渡人住所氏名：東根市大字野川●●●● ●●●●。事由：相手方の要望、経営面積：14a。譲受人住所氏名：東根市大字野川●●●● ●●●●。事由：空き家に付随、経営面積：0aです。

以下、受付番号114番から117番までの4申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。9頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定。

受付番号118番 土地の所在：大字泉郷元沢字新南原●●●●。地目、登記簿：畠、現況：畠、地積：1,146m²。貸人住所氏名：東根市大字泉郷甲●●●● ●●●●。事由：労力不足、経営面積：28a。借人住所氏名：東根市大字泉郷乙●●●● ●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：415aであります。

以下、受付番号119番から受付番号121番までの3申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。10頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定。

受付番号122番 土地の所在：大字大江新田字平林●●●●。地目、登記簿：畠、現況：樹園地、地積：2,593m²の内1,352m²。貸人住所氏名：東根市大字観音寺●●●● ●●●●。事由：労力不足、経営面積：56a。借人住所氏名：天童市大字上荻野戸●●●● ●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：22aであります。

農地法第3条総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。11頁をお開きください。

今月の事業計画変更承認申請は、1件です。

議第38号 事業計画変更承認申請について

別紙土地に係る事業計画変更承認申請があつたので、「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長通知）に該当するので、本会の意見を求めるものであります。12頁をお開きください。

事業計画変更承認申請関係

受付番号4番 当初計画者住所氏名：東根市神町北五丁目3番24号 株式会社ラディッツ 代表取締役 矢萩賢一。承継者住所氏名：東根市神町北五丁目3番24号 株式会社ラディッツ 代表取締役 矢萩賢一。承認を受ける土地の所在：大字神町字西原●●●●。地目、登記簿：畠、現況：雑種地、地積：1,286m²。用途：当初 貸倉庫、変更後 資材置場兼駐車場。備考として、転用目的（用途）は変更されるが、事業区域の拡大を伴わないため、5条同時申請は不要となります。

事業計画変更総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。13頁をお開きください。

今月の農地法第5条の許可申請は、6件です。

議第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。14頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係。

受付番号24番 土地の所在：中央三丁目●●●●。地目、登記簿：畠、現況：畠、地積：300m²。譲渡人住所氏名：東根市宮崎一丁目●●●● ●●●● 職業：●●●。譲受人住所氏名：東根市本丸西三丁目●●●● ●●●● 職業：●●●。転用後の主要目的：一般住宅、駐車場、庭、通路他。所要面積計が300m²。備考として、所有権移転であります。

以下、受付番号25番から15頁の受付番号29番までの5申請は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第5条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。16頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、例外確認申請、事業計画変更承認申請、及び第5条の申請箇所を示す位置図でありますので、参考にしてください。17頁をお開き下さい。

今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案件は11計画であります。

議第40号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、別紙土地に係る農用地利用集積等促進計画を作成するため、本会の意見を求めるものであります。18頁をお開き下さい。

農用地利用集積等促進計画関係、所有権移転。

番号1番 土地の所在：大字羽入字柏原新林●●●●。現況地目：樹園地、認定面積：991m²他1筆。譲渡人住所氏名：東根市中央南一丁目●●●● ●●●●。譲受人住所氏名：東根市大字郡山●●●● ●●●●。対価：2,000,000円（総額）であります。

以下、番号2番の計画については記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。19頁をお開き下さい。

農用地利用集積等促進計画関係、賃貸借権設定。

番号3番 土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●。現況地目：樹園地、認定面積：1,078m²他1筆。貸人住所氏名：東根市一本木二丁目●●●● ●●●●。借人住所氏名：

東根市本丸南一丁目●●●● ●●●●。契約期間：始期：令和7年11月1日、終期：令和17年11月30日。賃借料：10aあたり7,707.75円であります。

以下、番号4番から21頁の番号10番までの7計画については記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。22頁をお開き下さい。

農用地利用集積等促進計画関係、使用貸借権設定。

番号11番 土地の所在：大字若木字野川向●●●●。現況地目：樹園地、認定面積：247m²。貸人住所氏名：東根市神町北三丁目●●●● ●●●●。借人住所氏名：東根市中島通り一丁目37号 仲野果樹園合同会社 代表社員 仲野孝輔。契約期間：始期：令和7年11月1日、終期：令和17年11月30日。賃借料：無償であります。

農用地利用集積等促進計画総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告案件3件と、議案4件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第11、農地あっせん委員会の報告を、農地あっせん委員会委員長より求めます。

9番、栗原洋幸農地あっせん委員会委員長。

【9番栗原洋幸農地あっせん委員会委員長】

はい、9番栗原です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を8月19日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請5件、賃貸借権設定の許可申請4件、使用貸借権設定の許可申請1件、合計10件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る8月15日に実施しました、農地あっせん委員による関係地区の現地調査、及び事務局による現地調査の結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号113番の申請事由は、空き家に付随となります。

受付番号114番の申請事由は、受贈となります。

受付番号115番から117番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号118番から121番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、使用貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号122番の申請事由は、経営規模拡大となります。

受付番号117番を除くいずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしており、正当であるとの意見の一致をみております。

以上のことから、今月の案件は、受付番号117番を除いて、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

受付番号117番につきましては、現地調査の結果、申請地に隣接する譲受人所有農地の一部が砂利敷きになっておりました。譲受人に事情を聴取したところ、利用目的が農業用車両の駐車スペースであるとのことから、早急に例外確認申請を提出するよう指導し一旦は了解を得ましたが、その後「例外確認申請は行わず原状回復をしたい」との申し出がありました。しかし、法令遵守の観点から原状回復がなされ、現地確認を行うまで、本案件は許可保留とすることが妥当であるとの意見の一致をみました。

なお、本案件の経緯等を別紙にまとめておりますので参考にしてください。

以上が農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくご審議くださいますよう、お願ひいたします。

【議長】

次に、日程第12、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

11番、阿部昇農地転用委員会委員長。

【11番阿部昇農地転用委員会委員長】

はい、11番阿部です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を8月19日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、事業計画変更承認申請1件、農地法第5条による許可申請6件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る8月15日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、事業計画変更承認申請についてですが、受付番号4番については、貸倉庫を整備するものとして令和3年7月に農地法第5条許可を受けたものですが、計画が頓挫したことから、土地利用の見直しにより資材置き場兼駐車場に変更するものであります。

次に、農地法第5条についての農地区分、及び立地基準の判断ですが、受付番号24番から28番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第3種農地となります。受付番号24番及び26番は一般住宅を、受付番号25番は宅地の拡張により駐車場を、受付番号27番、及び28番は分譲用宅地を整備するものであります。

農地区分(第3種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当

受付番号29番については、市街地化傾向が著しい区域内の農地で、街区に占める宅地面積割合が40%を超えており、第3種農地となります。コンビニエンスストアを整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(b)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当、及び承認相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくご審議くださいますよう、お願ひいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あつせん委員会、及び農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第13、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。

ただいまから、15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第40号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、5番仲野孝藏委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

ただいまの時間は、午前10時15分でありますので午前10時30分を目途に地区委員会を終了してくださるようお願いします。

それでは休憩いたします。

午前10時15分 休憩
午前10時30分 開議

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【18番門脇功委員】

18番門脇です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第39号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付すことの意見の一致をみました。

議第40号については、地域の中心となる担い手に貸付するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【1番清野周治委員】

1番清野です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第37号については、空き家への付随や経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第39号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第40号については、地域の中心となる担い手に貸付するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【16番高橋浩一委員】

16番高橋です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第37号については、受贈によるものや経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、受付番号117番を除くいずれの案件も労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、受付番号117番については許可保留とし、受付番号117番を除いて許可することの意見の一致をみました。

議第38号及び議第39号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、承認相当及び許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第40号については、地域の中心となる担い手に貸付又は所有権移転するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願ひいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

なお、報第11号農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について、報第12号農地の転用の制限の例外確認申請について、及び報第13号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項ありますので、ご了承願います。

ここで暫時休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時36分 開議

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは初めに、議第37号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてのうち、受付番号117番の取り扱いについて採決をいたします。

お諮りいたします。

議第37号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてのうち、受付番号117番について、農地あっせん委員会、及び地区委員会の審議のとおり許可保留とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第37号のうち、受付番号117番については、許可保留とすることに決しました。

次に、議第37号農地法第3条第1項の規定による許可申請について採決をいたします。

お諮りいたします。

議第37号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地あっせん委員会、及び地区委員会の審議のとおり、受付番号117番を除いて許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第37号については、受付番号117番を除いて許可することに決しました。

次に、議第38号事業計画変更承認申請について、議第39号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、以上2案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第38号、及び議第39号について、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、承認相当との意見を付すること、許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第38号及び議第39号については、承認相当との意見を付すること、許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第40号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、採決いたしますが、その前に、5番仲野孝藏委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますのでしばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。

議第40号について、地区委員会の審議のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第40号については、決定することに決しました。

5番仲野孝藏委員の復席を求めます。

5番仲野孝藏委員に申し上げます。只今、議第40号については、決定することに決しましたので、報告いたします。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和7年第8回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

午前10時44分　閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議長

議事録署名委員

議事録署名委員